

鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について

- 介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを継続的に提供する体制を構築する必要がある。
- このため、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供する県内介護サービス事業所、施設等を支援する。
- また、高齢者やその家族の生活を支える在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者の働きかけや環境整備等の取組を支援する。
- さらに、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいていた職員に対して慰労金を支給する。

(1) 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

事業内容	介護サービス事業所・施設等が実施する感染対策に係るかかりまし経費（介護報酬では評価されない経費）を支援
支給対象者	令和2年4月1日以降に介護サービスを提供している県内介護事業所・施設
対象経費（例）	・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 ・感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 等
補助金基準単価	（通所系）1事業所につき89.2～188.5万円 （訪問系）1事業所につき20.4～564万円 （施設系）1定員につき3.5～4.8万円
支出根拠	○鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号） ○鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（介護分）交付要綱

(2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

事業内容	在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認等を行った事業所及び居宅介護支援事業所等の取組を支援
支給対象者	令和2年4月1日以降に介護サービスを提供している県内在宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所等
補助金基準単価	○在宅サービス事業所 （電話による確認）1利用者あたり1.5千円 （訪問による確認）1利用者あたり3千円 ○居宅介護支援事業所 （電話による確認）1利用者あたり1.5千円（看護師が協力:4.5千円） （訪問による確認）1利用者あたり3千円（看護師が協力:6千円）
支出根拠	○鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号） ○鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（介護分）交付要綱

(3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

事業内容	「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る経費を支援
支給対象者	令和2年4月1日以降に介護サービスを提供している県内在宅介護サービス事業所
対象経費（例）	「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な以下のものの購入費 ・長机 ・飛沫防止パネル ・感染防止のための内装改修費 ・タブレット等のICT機器（リース費用含む。）（通信費用は除く）
補助金基準単価	1事業所につき20万円
支出根拠	○鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号） ○鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（介護分）交付要綱

(4) 介護サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金支給

事業内容	新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら業務に従事している介護サービス事業所・施設等に勤務する職員の慰労金を給付する。
支給対象者	介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員
支援額（1人当たり）	（訪問系）新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員 20万円 （その他事業所）新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該事業所・施設で勤務した職員 20万円 ※上記以外の事業所・施設に勤務し、利用者と接する職員 5万円
支出根拠	鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領